

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	肝炎治療特別促進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、奈良県肝炎治療特別促進事業による肝炎治療医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和8年7月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎治療特別促進事業関係事務
②事務の概要	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務 二 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」(平成二十年三月三十一日付け健疾発第〇三三一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎医療費助成システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第4項 ・住民基本台帳法第30条の15 第1項 ・番号法19条第6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[照会] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表165の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部医療政策局疾病対策課
②所属長の役職名	福祉保険部医療政策局疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公関係 〒番号630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8384 FAX: 0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課 感染症係 〒番号630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8612 FAX: 0742-27-8262

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

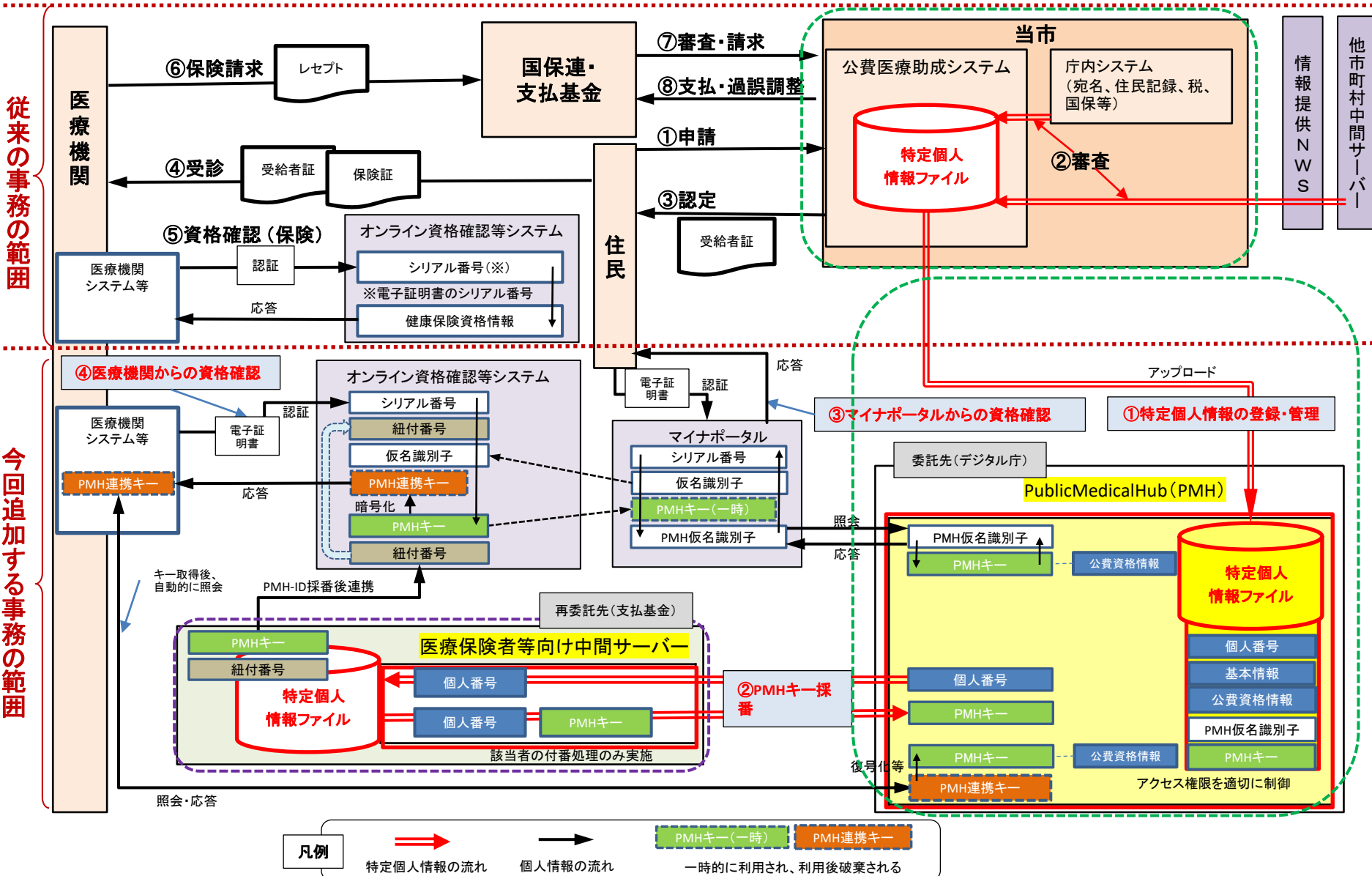
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 入力の際には複数人で確認し、紐付けを実施している。 また、特定個人情報を含む書類等は鍵付き棚等に保管するとともに、不要な個人情報は取得せず、廃棄の際にも複数名で確認を実施している。 以上のことより、リスク対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	肝炎医療費助成システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。統合宛名システムにおいても同様に実施しているためリスク対策は十分であると言える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月31日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年3月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月31日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年3月30日	I「5. 評価実施機関における担当部署」及び「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 感染症係 〒番号630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8612 FAX: 0742-27-8262	奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課 感染症係 〒番号630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8612 FAX: 0742-27-8262	事後	時点修正
令和8年7月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三ー〇〇ー号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務 二 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」(平成二十年三月三十一日付け健疾発第〇三三ー〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三ー〇〇ー号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務 二 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」(平成二十年三月三十一日付け健疾発第〇三三ー〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナバーカードをオンライン資格確認端末で用いること	事前	記載内容の変更
令和8年7月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	肝炎医療費助成システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	肝炎医療費助成システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)	事前	記載内容の変更
令和8年7月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第4項 ・住民基本台帳法第30条の15 第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第4項 ・住民基本台帳法第30条の15 第1項 ・番号法19条第6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)	事前	記載内容の変更
令和8年7月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事前	記載内容の変更

公費医療費助成事務の概要 全体図

従来の事務では、①～⑧の流れで公費医療助成システムに情報が登録される(④～⑦は、医療機関や支払基金・国保連の事務)。⑤の資格確認は、マイナンバーカード(MNC)を利用して健康保険資格情報のみオンラインで確認が可能で、公費医療助成の資格は紙の受給者証で確認している。今回利便性の向上のため、MNCを利用した公費医療費助成の資格確認のオンライン化を事務の範囲に追加する。①～②の流れで、公費情報が連携され、保険証と同様に資格確認のオンライン化(③④)が実現できる。(部が評価対象の事務 部については社会診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するため評価対象外)



① 特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費医療資格情報等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

② PMH-ID採番

- ・PMHIは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してPMHIに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。

③ マイナポータルからの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHIに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの資格確認が可能となる。
- ・住民がマイナポータル経由で、自身の公費医療資格情報を確認する。

④ 医療機関からの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMHキーを紐付けて、一時的に利用するためのPMH連携キーを暗号化して生成する。オンライン資格確認等システムは、PMHIにPMH連携キーで公費医療費助成の資格情報を照会し、照会元となる医療機関システム等に同資格情報を応答する。(PMH連携キーは都度作成され、利用後に削除される。)医療機関システム等を利用して受診者が、マイナンバーカードで認証し、同意する都度、資格確認が可能となる。
- ・医療機関システム等(オンライン資格確認端末)を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで医療機関は、公費医療資格情報の確認(閲覧/取得)が可能となり、医療機関は、必要に応じて医療機関システム等(電子カルテ、電子レセプトなど)の医療機関システムに同資格情報の取込みを行う。